

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	印鑑登録
分科会	1	住民分科会	調整項目	3	印鑑登録証・印鑑証明の交付

中条町担当	町民福祉課	町民係	担当者名	
黒川村担当	住民課	住基係	担当者名	

現況			調整方針	備考																													
記載事項	中条町	黒川村																															
印鑑登録証	印鑑登録の申請をうけ、登録が完了したら印鑑登録証(カード)を交付する。	印鑑登録の申請をうけ、登録が完了したら印鑑登録証(手帳)を交付する。	合併時に中条町の例により統一する。																														
印鑑証明	<p>印鑑証明申請書に必要事項を記入し、印鑑登録証を必ず添付して申請。(本人以外が申請の場合は、代理人の欄にも記入)</p> <p>印鑑登録証はカードを使用。カード持参しない場合は交付をしない。</p> <p>印鑑登録証をカードリーダーに通し発行、交付。</p> <p>印鑑登録証があれば何人でも交付を受けることができる。交付後、申請書には担当者の印を押印し保管。</p>	<p>「印鑑、諸証明等交付申請書」に必要事項を記入していただき、印鑑登録証を必ず添付して申請してもらおう。印鑑登録証を持参すれば何人にも交付できる。</p> <p>印鑑登録証は手帳を使用。</p> <p>手帳内に記載されている登録番号から検索し、発行する。</p> <p>印鑑証明書、申請書に証明番号を押印し、印鑑登録証には日付印、発行者印、証明番号を記載し交付する</p>																															
地縁団体印鑑証明	<p>認可地縁団体印鑑証明交付申請書に記入し、登録されている団体印鑑を押印し申請する。(団体印鑑も添える)</p> <p>認可地縁団体印鑑証明書に登録されている印影の写しについて証明(直接団体印鑑を押印)し、下記の事項を記載して交付する。</p> <p><記載事項> 認可地縁団体の名称 事務所の所在地 登録資格、代表者等の氏名 生年月日</p>	該当団体なし																															
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・中条町印鑑条例 ・中条町印鑑条例施行規則 ・中条町認可地縁団体印鑑条例 ・中条町認可地縁団体印鑑条例施行規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・黒川村印鑑条例 ・黒川村印鑑条例施行規則 	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">財政への影響額</td> <td>単位：千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>予算額</td> <td>調整後見込額</td> <td colspan="2">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </table>	財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町					黒川村					計					備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																													
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																														
中条町																																	
黒川村																																	
計																																	
備考 平成15年度当初予算ベース																																	